

豊海地区第一種市街地再開発事業における豊海区民館の仮施設への移転について

豊海地区第一種市街地再開発事業に係る再開発組合との協議に基づき、豊海区民館の機能を継続するため、令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月まで仮施設（仮設区民館）へ移転するとともに、仮施設の集会室使用料を規定する。

1 内 容

- (1) 移転後の所在地
中央区豊海町 2 番（工事区域内）
- (2) 仮施設への移転期間（予定）
令和 8 年 6 月 1 日（月）から
令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 仮施設の集会室使用料
別紙のとおり規定する。
- (4) 改正を要する規則
中央区立区民館条例施行規則
（昭和 39 年 3 月中央区規則第 17 号）
- (5) 施行予定日
令和 8 年 6 月 1 日（月）

2 仮施設概要

- 鉄骨造 1 階建
面 積 235.55㎡
- ・ 事務室・受付、集会室 3 室（洋室）
 - ・ テニスコート利用者更衣室、シャワー
 - ・ だれでもトイレ
 - ・ 給湯室
 - ・ 室外倉庫

3 スケジュール(予定)

- 令和 8 年 6 月 仮施設へ移転
現区民館解体工事（～10月末）
- 令和 9 年 3 月 新豊海区民館竣工
4 月 新豊海区民館開設

4 周知方法

区のおしらせ、ホームページ及び施設での掲示などにより周知するほか、月島地域各町会・自治会に対して通知を行う。

中央区立区民館条例施行規則 別表 1 集会室

改正前 豊海区民館使用料（令和 8 年 5 月 31 日まで）

施設			利用区分	午前	午後	夜間	全日	備考
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
中央区立豊海区民館	2 号室	(和室 24畳)		2,300円	3,000円	3,800円	8,200円	1 階
	3 号室	(洋室 80.0㎡)		2,300円	3,000円	3,800円	8,200円	1 階
	4 号室	(洋室 52.5㎡)		1,600円	2,100円	2,600円	5,700円	2 階
	5 号室	(洋室 28.2㎡)		800円	1,100円	1,400円	3,000円	2 階

改正後 豊海区民館 仮施設（仮設区民館）使用料（令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）

施設			利用区分	午前	午後	夜間	全日	備考
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
中央区立豊海区民館 仮施設（仮設区民館）	1 号室	(洋室 33.17㎡)		800円	1,100円	1,400円	3,000円	1 階
	2 号室	(洋室 28.44㎡)		800円	1,100円	1,400円	3,000円	1 階
	3 号室	(洋室 65.97㎡)		1,900円	2,500円	3,100円	6,800円	1 階